

平成20年9月1日開催

# 総務常任委員会資料【所管事務調査】

合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について . . . . . 1～3

企画・地域振興部

所管委員会	総務常任委員会
提出課	自治・地域振興課

## 合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について

### 1 地域自治区の区域

#### (1) 区域に関する規定

##### ア 合併前の上越市の区域

○地方自治法第202条の4第1項に基づき設置

「条例で、その区域を分けて定める区域」ごとに設置

##### イ 13区

○平成17年1月：合併特例法に基づき設置

「一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域」に設置

⇒旧町村の区域ごとに設置

↓

平成20年4月：地方自治法に基づき設置

#### (2) 合併前の上越市への地域自治区の設置目的

##### ア 住民自治の充実

○分権型社会の中で、自己決定・自己責任による自治体運営を行うという観点から、団体自治の拡充とともに住民自治の充実を図る。

##### イ 「上越市自治基本条例」に掲げる目的の実現

○「市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現する」（同条例第1条）

##### ウ 「市民本位の市政」の推進

○「市民本位の市政」の推進に向け、地域を軸にした市民と行政との常設型の双方向コミュニケーションの場を設定する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意思に基づく参加・参画の平等性 …市民の自発性を尊重し、誰でも市政に参加・参画できる場を確保する。</li> <li>・地域住民と行政との情報の共有化 …政策（施策）形成に係る議論の過程を明らかにすること等を通じて、地域住民と行政との情報の共有化を図る。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のニーズにあった事業の展開 …政策（施策）の形成過程において、地域住民の意見を反映し、地域住民のニーズにあった事業の展開を図る。</li> <li>・説明責任を果たすことによる納得性の確保 …「あれもこれも」ではなく、真に必要な取組を選択していくための議論・説明の場を確保する。</li> </ul>

##### エ 「自主自立のまちづくり」の推進

○「自主自立のまちづくり」の推進に向け、地域の課題解決力を向上するための場を設定する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域にかかわる多様な市民の議論の場 …地域にかかわる個人や団体が、課題を出し合い、解決の仕方を議論して、地域の意見として共有していく。</li> <li>・多様な組織の連携の足がかりとなる場 …様々な立場の住民が、地区共通の課題を捉え、その解決方法を検討していく中で、連携の足がかりを作っていくための場とする。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を軸にした政策・施策の総合化 …政策・施策を縦割りではなく、地域の実情に応じて横断的に展開していく。</li> <li>・地域のコーディネート機能の発揮 …地域固有の課題解決や、まちづくり活動の拡充に向けて、地域におけるコーディネート機能を発揮していく。</li> </ul>

### (3) 地域自治区の区域の捉え方

#### ア 制度上の整理

○地域自治区は、市長の権限に属する事務を地域的に分掌させるとともに、地域の住民の意見を反映させるため住民の主体的な参加（地域協議会）を求める制度と捉えることができる。

※参考 地方自治法（抄）

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

○地域自治区制度の検討にあたっては、「自治体としての統治性」という視点と、「住民自治、地域自治の充実」という視点とのバランスに配慮していく必要がある。

○そのような中、地域自治区の区域の捉え方としては大きく分けて、

- ①事務の分掌を受けた事務所が総合的な行政サービスを効率的・効果的に提供することが可能な範囲、
  - ②地域の住民の意向を捉えやすい範囲、
- という二通りの考え方ができる。

#### イ 上越市自治基本条例における規定

○上越市自治基本条例第32条第1項では、「身近な地域」を区域として地域自治区を設置することを規定している。

※参考 上越市自治基本条例（抄）

（地域自治区）

第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

○同条例では、「身近な地域」とは地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる区域と捉えている。

### (4) 区域に対する基本方針案

#### ア 「身近な地域」についての考え方の整理

○上越市自治基本条例に定める「身近な区域」については、以下のとおり捉えるものとする。

- ・よりよいまちづくりは、市民の生活の場である「身近な地域」の課題が適切に解決されることから始まる。
- ・この「身近な地域」とは、市民が各種の活動等を通じて、生活の場について相互に理解し共有することができる範囲、人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲と捉えるものとする。
- ・具体的には、地縁団体等における具体的な活動等を通じて、より多くの市民にとって生活にかかわりのある範囲と捉えるものとする。

#### イ 設置目的を踏まえた区域の考え方

○区域の設定にあたっては、「地域自治」の観点をより重視する。

- ・上記1（2）で示した目的の実現のためには、「身近な地域」における自治的な活動を拡充していくことが求められる。
- ・そこで、合併前上越市の地域自治区の区域については、「地域の住民の意向を捉えやすい範囲」の観点から設置するものとする。

#### ウ 具体的な区域案

○合併前上越市の地域自治区の区域は、16の「地区」を基本とする。

- ・具体的な区域の設定に当たっては、各種の活動等を通じて、より多くの市民にとって生活にかかわりのある16の「地区」を基本とする。

※16の「地区」とは、自治的な活動が行われていく範囲であり、概ね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる高田・新道・金谷・春日・諏訪・津有・三郷・和田・高士・直江津・有田・八千浦・保倉・北諏訪・谷浜・桑取の各地区とする。

## 2 地域自治区の事務所

### (1) 基本的な考え方

- 合併前上越市の地域自治区の事務所には、上記1 (2) に掲げる設置目的の達成が可能となる機能が求められる。
- また、分掌された事務を効率的かつ効果的に処理するという視点から、業務量に見合った規模と所管区域について検討する必要がある。

### (2) 事務所で行う事務や所管区域の基本方針案

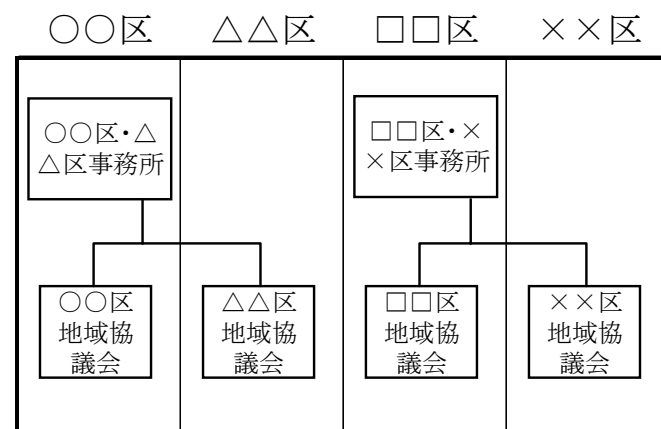
#### ア 事務所に分掌する事務

- 「地域協議会に関する事務」及び「地域振興に関する業務」とする。
  - ・合併前上越市の地域自治区の事務所は、地域協議会を円滑に運営するための業務を行う。また、当該自治区内の地域コミュニティの活動支援等地域振興に関する業務を行う。
  - ・その他の行政サービスは、各課が担当する。

#### イ 事務所の所管区域

- 一つの事務所が複数の地域自治区を所管するものとする。
- 具体的な事務所の数や各事務所の所管区域は、分掌された事務の業務量や、それに見合った体制等（職員配置）を踏まえ、定めるものとする。

(区域と事務所の関係イメージ図)



## 3 地域協議会

### (1) 基本的な考え方

- 合併前の上越市の地域自治区における地域協議会の権限等は、既存の制度（上越市地域自治区の設置に関する条例第7条）と同様とする。

### (2) 地域協議会の主な役割

- 市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行うことを通じて、地域の意見を市政に反映させること。
- 具体的には、
  - ①市の施策で地域に関係する案件について、市長の諮問を受け協議する、
  - ②地域で生じている課題の解決に必要な施策、地域で実施されている市の施策に対する改善策、市と地域住民との連携方策について提言する、という役割を担うものとする。

※参考 上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）  
（地域協議会の権限）

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
  - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

### (3) 地域協議会の委員定数

- 地域協議会の委員定数は、人口規模に応じて設定する。
- 最小の定数は、会議体として必要な人員を確保する視点から設定するとともに、最多の定数は実質的な審議が可能な人数を考慮して設定する。